

区政区議会報告・地域情報を週刊で発行しています。ご意見をお寄せください。



## 日本共産党荒川区議会議員 齊藤くに子 区政ニュース

メール:arajcp@tn-cavv.ne.jp

区議団http://www.jcp-arakawakugidan.jp/くに子ブログhttp://s-kuniko.jugem.jp/



2020年8月30日No1231号

区役所直通3802-4627

fax3806-9246

## 区内の介護施設 保育園でコロナ感染つづく ～施設の定期的PCR検査を～

区立三河島保育園で8月1

1日に職員1名の陽性が判明。

8月13日クラスの園児及び  
関係職員のPCR検査を実施。



8月14日職員1名が陽性。クラス園児及び  
希望する園児全員を対象として、PCR検査を  
実施し全員陰性。8月26日から保育園再開。

8月12日に、私立日暮里きらきら保育園に  
勤務する職員1名の感染確認。接触のあった  
職員4名のPCR検査を実施したところ、全員  
陰性。8月20日から保育園再開。



区内の介護事業所(ショートステイ町屋)で8月18日  
に利用開始した方が20日に具合が悪くなり  
病院に搬送。21日に陽性を確認。24名(同  
フロアの利用者7名、職員17名)のPCR検査で23日職員2名の陽性が判明。

ショートステイの新規受け入れは中止。  
併設の認知症対応型グループホームやケア  
ハウスについてはサービスを提供継続。

緊急申し入れで、直ちに医療・介護・福祉・  
保育園・幼稚園・学校などの従事者の定期的  
PCR検査を実施することを求めていますが、  
区内の感染確認の状況を見ますと、その必要  
性が高まっています。また利用者の方の検査も必要になるでしょう。

仕事をする人、施設を利用する人の安心を確保するために、集団感染を防ぐために  
切実な対策です。改めて区の決断を求めます。

### シルバーパスの更新手続きが今年は郵送方式

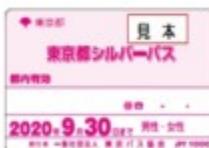
コロナの関係で更新の書類・

振込用紙が郵送で送られています。所得に変更が無ければ、近くのコンビニで前年と同額(1000円又は20,510円)を振り込めば、2週間程度でバス協会から郵送で新しいシルバーパスが届きます。

忘れずに手続きを！お知り合いの方で、まだ手続きが  
済んでいない方がいらっしゃいましたら教えてあげてください。



これまででは更新手続き会場に出向いていましたが、今後もこの方法が  
いいかもしれません。



コロナウイルスとの関係で定例法律  
相談は完全予約制として密の状況をつ  
くらないようにしたいと思います。  
宜しくお願ひ致します。

①18:00~18:30

②18:40~19:10

③19:20~20:00

予約は先着順とします。前日までに  
予約がない場合は中止します。

## ★無料法律・生活相談会★

弁護士の定例相談は毎月第4月曜18時～

9月28日(月)

★荒川区荒川7-37-1(コミバス花の木停留所前)

TelFax3806-5134

★生活相談も随時随時応じます。ご連絡ください。

★弁護士事務所の予約を取りますので  
ご連絡ください。



## 労働者からの請求：休業支援金

前提条件の労災保険加入  
事業主が手続きしない場合は職権で

8月2日付NO1228号で書きましたが、労働者からの休業支援金の申請で、前提となる  
労災保険加入について、未加入の場合でも申請は出来るが、労働局から加入指導・保  
険料徴収確認を行ってから給付の手続きに入る。強制  
力はあるものの、入らなかった場合は支給出来ないこ  
とになっていました。

日本共産党国会東京事務所と連絡もとり救済措置を  
求めていましたが、8月20日、日本共産党小池晃書記  
局長・参議院議員が要請を行いました。



労働者に對する日共の小池晃書記局長(左)と厚労省の担当官(右)

保険未加入も国の職権で加入手続きを行い、保険番号を作成し4週間程度で給付す  
るよう手続きが迅速化されました。厚労省のホームページ「コロナ休業支援金Q&A」  
も21日更新されました。

コロナ休業支援金予定額5400億円に対して支給決定額は24億円にとどまっています。  
労災保険未加入の事業所は11万4千件(2020年3月末)です。

支援金～あきらめずに申請を行いましょう！

### 都営住宅増やして！基準を緩和して！

今月は都営住宅の申し込み相談が次々と。  
石原都政以降、都営住宅の新規建設なしで、  
倍率も高くなかった当選しない。  
増設計画を持たないだけでなく、入居基準を厳  
しくしてきた。所得基準を引き下げ中間所得層が申し込めない。単身は60才以上に  
限定。また3世代等で部屋が狭く祖母がシルバーパーに申し込みたいなどでも同居家族がいる場合は  
基本的に単身募集が出来ないなどです。住まいは人権、福祉です。行政の責任で公的住宅を！



## 先週号の脳トレ

解けたでしょうか？

イライラした！ヒントくだ  
さい！出だしの文字は「」  
です。裏面に正解を



- ①うでるがな→「う」②すにみみみね→「ね」
- ③にくついた→「い」④らぼやかうぶ→「ら」
- ⑤のとりつあま→「あ」⑥きぱっすんとつ→「つ」
- ⑦つはらっきになち→「な」⑧きはねりかとな→「と」
- ⑨にしこけみずや→「や」⑩えなかのんけん→「け」

先週の問題で⑥は[つ]が抜けしていました。すいません！！

## パートナーシップ制度 自治体で増えています

**51**自治体

[人口カバー率：26.4%]

**1052**組

2020年6月30日までの交付分

## 多様性を 認め合う社会へ

NPO法人虹色ダイバーシティと渋谷区の共同調査によると全国51自治体でパートナーシップ制度が導入され、1052組に証明書が交付されています。

7月からは川崎市・三重県いなべ市・大阪府富田林市・岡山市・葉山町の5自治体で制度が始まり、8月には兵庫県川西市が、9月には京都市も始めます。



2015年に渋谷区と世田谷区で始まった同性カップルを認め、結婚に相当する関係を証明する書類を発行する「パートナーシップ制度」はこの5年間で急速に広がっています。

荒川区議会では2018年9月当事者から「パートナーシップの公的認証を求める陳情」が議会に出され、総務委員会審議では「採択」しかし本会議では共産党・公明党・民主ゆいの会が賛成、自民党が「趣旨採択」で採択には立ちませんでしたので「採択」されませんでしたが、議会の総意としては必要性を認めました。

ぜひ荒川区でも一日も早く制度が出来るように力を尽くしたいと思います。

東京都	渋谷区	47	三重県	伊賀市	4
	世田谷区	118	大阪府		32
	中野区	56		牧方市	9
	豊島区	28		大阪市	200
	江戸川区	14		堺市	17
	文京区	4		交野市	1
	港区	4		大東市	0
	府中市	6	兵庫県	宝塚市	8
北海道	札幌市	86		三田市	2
茨城県		32		伊丹市	1
栃木県	鹿沼市	1		尼崎市	9
群馬県	大泉市	1		芦屋市	0
埼玉県	さいたま市	9	奈良県	大和郡山市	0
	川越市	7		奈良市	2
千葉県	千葉市	67	岡山県	総社市	2
神奈川県	小田原市	6	徳島県	徳島市	4
	横須賀市	17	香川県	三豊市	2
	横浜市	93		高松市	3
	鎌倉市	4	福岡県	福岡市	69
	相模原市	7		北九州市	10
	逗子市	0		古賀市	2
新潟県	新潟市	7	長崎県	長崎市	3
静岡県	浜松市	15	熊本県	熊本市	2
愛知県	西尾市	0	宮崎県	宮崎市	10
	豊明市	1		木城町	0
			沖縄県	那覇市	30

**証明書が発行されれば**

- 公的住宅に入居できる
- アパート探しで普通に対応してもらえる
- 病院で家族として認められる
- 携帯電話の家族割が使える
- 勤務先の福利厚生が受けられる
- 民間企業が認めた場合、住宅ローンや生命保険で、パートナーとしてサービスを受けられる等々

## 生活保護の方に保険証として使える「保護手帳」を

生活保護を受給しますと、病気の時は生活保護法に基づいて医療扶助で受診することになります。

生活保護用の健康保険証はなく、福祉事務所で「医療券」を発行してもらい、医療機関に提出することになります。新しく病院にかかる時は、その都度「医療券」の交付を受けなければなりません。



北海道旭川市では半世紀ほど前から「保護手帳」を発行しています。福祉事務所へは電話連絡をするようですが、この保護手帳を提示することで病院にかかることが出来ます。「保護手帳」が健康保険証の役割を果たしています。今回の10万円の特別定額給付金申請の本人確認書類の一つにもなりました。

国として常時携帯できる「生活保護医療証」の発行を制度化すべきと要望してきましたが、先進的な自治体の例に学んで荒川区でも検討すべきだと思います。

旭川市発行の保護手帳は以前の健康保険証と同様の大きさで三つ折りになっています。まさに保険証と同様の体裁です。

表面には保護費の支払日や世帯構成などの記入があります。

裏面には**あなたの権利** 1 理由もなく保護費が変更されることはありません。2 保護費又は保護を受ける権利は差し押さえられることはあります。などと明記されています。

そして**地区担当員(ケースワーカー)**では担当員はみなさんの良き相談相手でありますので、困っていることやわからないことがありますれば気軽に相談してください。と書かれています。

いいですね！！コロナ禍のもとで生活保護のご相談も増えています。

憲法25条「(1)すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

(2)国はすべての生活面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」の精神でやさしい区政をすすめてほしいと思います。



## 脳トレ正解

- ①うでがなる
- ②ねみみにみず
- ③いたにつく
- ④やぶからぼう
- ⑤あとのまつり
- ⑥つきとすっぽん
- ⑦なきつらにはち
- ⑧ときはかねなり
- ⑨やけいしにみず
- ⑩けんえんのなか